

建設アスベスト神奈川2陣訴訟最高裁判決

- 【文献種別】 判決／最高裁判所第二小法廷
【裁判年月日】 令和4年6月3日
【事件番号】 令和3年（受）第1125号、令和3年（受）第1126号
【事件名】 損害賠償請求事件
【裁判結果】 一部破棄差戻し
【参照法令】 民法709条・719条
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25572164

山梨大学助教 若生直志

事実の概要**1 事案**

本件は、解体工X₁～X₅（以下、「Xら」という。）を含む建築作業従事者らが、作業中にアスベスト（石綿）粉じんにはばく露し、石綿関連疾患を発症したとして、建材メーカーY₁・Y₂ら（以下、「Yら」という。）及び国に対して、それぞれ民法709条・719条又は国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を請求した事案である。

第一審（横浜地判平29・10・24裁判所ウェブサイト）は、Xらを除く建築作業従事者らの一部に対するY₁及び国の損害賠償責任を認め、原審（東京高判令2・8・28判時2468＝2469号15頁）は、Xらを含む建築作業従事者ら全員に対するYら及び国の損害賠償責任を認めた。

その後、本件とは別の建設アスベスト訴訟4件における最高裁の統一的判断（最一小判令3・5・17裁時1768号2頁：神奈川1陣訴訟、同17頁：京都1陣訴訟、同20頁：大阪1陣訴訟、同23頁：東京1陣訴訟、以下、神奈川1陣訴訟判決を指して「令和3年最高裁判決」という。）により、国の責任が認められるに至った。これを受け、各地で係属中の建設アスベスト訴訟で国と建築作業従事者らの和解交渉が進み、本件でも令和4年4月8日にXらを含む建築作業従事者ら全員と国との和解が成立した。

他方、Yらは上告受理申立てを行い、Xらとの関係で申立てが受理された。なお、Xらを除く建築作業従事者らとの関係では不受理（最二小判令4・2・9）となったため、Xらを除く建築作業従

事者らに対するYらの損害賠償責任は確定した。

2 審級関係

XらとYらの関係に限定して下級審の判断を改めて整理する。

第一審は、建材の種類、製品数が多数に及ぶことから、Yらの製造・販売に係る建材が石綿の主要ばく露建材であると認めることは困難として、Yらの責任を否定した。

これに対し、原審は、市場占有率等から、Yらが製造・販売する建材が主要ばく露建材であると認めた¹⁾。そして、石綿粉じんばく露に関する医学的知見等の状況から、遅くとも昭和50年1月1日以降、Yらは石綿含有建材を製造・販売するに当たり、石綿粉じんばく露により重篤な疾患に罹患する危険がある旨や呼吸用保護具着用の必要性等を明示する警告表示義務を負い、そのような警告表示を行わなかったことは、不法行為法上の過失に当たるとした。

判決の要旨

原判決破棄（Xらのうち1名は、解体工以外の建築作業従事者に該当する可能性があるため、差戻し）。

原審の確定した「事実関係によれば、石綿含有建材の中には、吹付け材のように当該建材自体に本件警告情報を記載することが困難なものがある上、その記載をしたとしても、加工等により当該記載が失われたり、他の建材、壁紙等と一体となるなどしてその視認が困難な状態となったりすることがあり得る。また、建物において石綿含有建

材が使用される部位や態様は様々であるから、本件警告情報を記載したシール等を当該建材が使用された部分に貼付することが困難な場合がある上、その貼付がされたとしても、当該シール等の経年劣化等により本件警告情報の判読が困難な状態となることがあり得る。本件警告情報を記載した注意書及びその交付を求める文書を石綿含有建材に添付したとしても、当該建材が使用された建物の解体までには長期間を経るのが通常であり、その間に当該注意書の紛失等の事情が生じ得るのであって、当該注意書が解体作業従事者に提示される蓋然性が高いとはいえない。そして、上告人らは、建材メーカーであり、上記の貼付又は交付等の実現を確保することはできない。これらに照らせば、原審の説示する上記の方法は、いずれも解体作業従事者が石綿粉じんにはく露する危険を回避するための本件警告情報の表示方法として実現性又は実効性に乏しいものというべきであり、上告人らが石綿含有建材を製造販売するに当たり、ほかに実効性等の高い表示方法があったということもできない。

加えて、上告人らは、その製造販売した石綿含有建材が使用された建物の解体に関与し得る立場になく、建物の解体作業は、当該建物の解体を実施する事業者等において、当該建物の解体の時点での状況等を踏まえ、あらかじめ職業上の知見等に基づき安全性を確保するための調査をした上で必要な対策をとって行われるべきものということができる。

以上によれば、上告人らが、石綿含有建材を製造販売するに当たり、当該建材が使用される建物の解体作業従事者に対し、本件警告情報を表示すべき義務を負っていたということとはできない。

判例の解説

一 本判決の意義

アスベスト関連訴訟は多様な主体が原告・被告になっており、非常に多くの論点が存在する。建設アスベスト訴訟においては、建材メーカーの責任が主要な論点の一つとなっている。

建材メーカーの具体的な義務は、自身が製造・販売する石綿含有建材に適切な警告表示をすることである。警告表示をしておけば、その表示を基にして建築作業現場等で種々の措置を講じること

が可能になる。この警告表示義務の相手方の範囲について、令和3年最高裁判決は、最初に建材を用いて作業する者のみならず、「当該建材が一旦使用された後に当該工事において当該建材に配線や配管のため穴を開ける作業等をする者」も含むとしていた。もっとも、これらの者よりもさらに後に当該建材に接することになる解体工との関係については上告不受理として明確な判断を示さなかったため、残された課題となっていた。

建材メーカーの解体工に対する警告表示義務については、これまで下級審において否定的な判決が相次いでいたところ、原審が初めて警告表示義務を認めた²⁾。本判決は、解体工と建材メーカーの関係について最高裁が初めて判断したものと見て注目される。

二 警告表示について

1 Xらは警告表示を確認し得たか

不法行為における過失の有無は予見可能性と結果回避可能性から判断される。アスベスト関連訴訟では予見可能性も争点の一つだが、本件においては、直ちに石綿の製造・販売禁止が端的に要請されるような知見はまだ成立していなかったものの、石綿が健康被害を及ぼし得るという知見自体はYらも有していたということが前提となっている。

本件で問題となっているのは、結果回避可能性の方である³⁾。建材の外装・包装への記載が典型的な警告表示の方法だが、外装・包装は新築時にしか目にできないため、解体工たるXら（又はXらの監督者）がその記載を確認することは難しい。どうすればXらは警告表示を確認できたかということが問われている。Yらが警告表示をしたとしても、その表示をXらが確認し得なかったのであれば、Xらの被害を回避することはできなかった、つまり結果回避可能性がなかったということになる。

原審はシール貼付や文書添付等の幾つかの警告表示方法を挙げ、それらの方法によりXらは警告表示を確認し得たとしてYらの過失を認定した。しかし、本判決は、原審が挙げた各方法によってもXらは警告表示を確認し得なかった（「実現性又は実効性に乏しい」として、Yらの過失を否定した。結果回避可能性は、しばしば科学技術の利用可能性の問題として語られるが、本件では、ア

ナログな方法が問題になっている。以下、原審や本判決で挙げられた警告表示の具体的な方法について検討する。

2 建材自体への警告記載

原審は建材に直接警告を記載することも警告表示の方法の一つとしていたが、本判決は、「前記〔原審の確定した〕事実関係によれば」、建材自体に警告を記載することは困難であるとする。そのまま受け取れば、これは事実の問題であり、あくまでも本件における事実として、建材自体への警告記載が可能であるという証明がされていないということになる。警告を記載できる場合もあるのかもしれないが、本件はそのような場合ではない（又はそのような場合であるという証拠が無く、一般的な状況を指定して論を展開するしかない）ので、そのような場合については本判決の射程外ということになる。事実によって（Xらの示す証拠によって）建材自体に警告の記載が可能となれば、Yらの責任を別途検討する余地が出てくると思われる。

事実の問題だとしても、証明責任の所在は問題となり得る。本判決は、建材自体への警告記載が可能であったという証明がされていないということをも前提としているように見える。これに対して、原審は、本件において建材自体に警告を記載することが可能であったかどうかについて明言していない。その他の警告表示方法をメインに考えているため、建材自体への警告記載についてはあまり深く考えなかったのかもしれないが、あるいは、警告記載が不可能であるということをYらにおいて証明すべきであり、その証明がされていない以上は建材自体への警告記載は可能であったと判断するという趣旨と解するのはやや拡張解釈し過ぎだろうか。

仮に建材自体への警告記載が可能であったとして、次に問題となるのが、警告を「記載をしたとしても、加工等により当該記載が失われたり、他の建材、壁紙等と一体となるなどしてその視認が困難な状態となったりすることがあり得る」と本判決が述べる部分である。「前記事実関係によれば」という前提がこの部分にもかかっているれば、本件においては、仮に建材自体への警告記載が可能であったとしても、結局は警告がXらのもとに到達しなかったという、やはり本件限りの判断ということになる。したがって、本件とは異なる事

実が確認されれば、それに応じたケースバイケースの判断がなされることになる⁴⁾。

しかし、本件の事実から離れて、一般論としてこの部分が述べられているのだとすれば、「ほかに実効性等の高い表示方法があったということもできない」との判示と相俟って、本件の事実にかかわらず、そもそも結果回避可能性が認められることはなく、XらとYらの関係に留まらず、解体工に対して建材メーカーが責任を負うことはないということになりそうである。

3 第三者を通じた警告表示

原審が建材自体への警告記載以外の方法として挙げたのが、「施工完了部位に貼付する警告表示材料（ラベルや表示シールなど）と、これを貼付するよう新築工事の施工者に依頼する文書とを建材に添付する方法や、当該石綿含有建材に関する注意書と、これを建物所有者に交付するよう依頼する文書とを建材に添付する方法（これにより、建物所有者が石綿含有建材の種類、施工箇所等の情報を保管しておき、建物の改修・解体の際、当該情報を施工業者に伝えることが期待できる。）」である。つまり、建材自体に警告を記載してYらから直接解体作業現場に警告できないのであれば、新築工事業者や建物所有者等の第三者を通じて警告すべきということである。本判決は、シール貼付の困難性やシール滅失の可能性、注意書の紛失可能性等を指摘して、これらの方法をとったとしても、やはりXらが警告を確認できた蓋然性は高くないという。

これについても2と同様のことがいえる。本件における事実認定が前提となっているとすれば、Xらのもとに警告が達することを証明できるかどうか次第で結論が変わることになるし、より普遍的に述べているのだとすれば、一般的に建材メーカーの責任を否定する趣旨ということになる。

三 安全配慮義務との関係

仮に本判決がXらとYらの関係を越えて解体工と建材メーカーの関係について一般的に述べているのだとすれば、その妥当性が問題となる。健康被害の予見可能性があるにもかかわらず、建材メーカーが責任を負わないというのはいささか奇異に思われるかもしれないが、本判決は「建物の解体を実施する事業者」が責任を負うべきと考え

ているようである。雇用主たる事業者がその従業員に対して安全配慮義務を負うのは勿論だが、事業者の安全配慮義務が成立することと建材メーカーの責任とは別個の問題である（本判決も、建材メーカーの責任を否定する根拠として事業者の安全配慮義務を持ち出しているわけではなく、結果的に事業者の安全配慮義務に委ねるしかない、という趣旨と思われるが）。解体工以外の建築作業従事者にも雇用主の安全配慮義務があるが、それらの者との関係では建材メーカーの警告表示義務は肯定されている。むしろ、雇用主がその安全配慮義務を果たすために、建材メーカーからの警告・情報伝達が必須である⁵⁾。このことは、令和3年最高裁判決において最高裁自身が述べていることである。

また、冒頭で述べたように、令和3年最高裁判決は、警告表示義務の相手方の範囲について、最初の作業従事者に留まらず、配線、配管など事後的に作業をする者も含んでいた⁶⁾。その際に、具体的な方法については言及されていなかったが、結果回避可能性があることは前提だったのだろうか。

本判決では製造・販売の禁止まで検討されていないし、原審もそこまで求めてはいないが、それは、(当時の知見では)石綿を現場において管理することで健康被害を防止できるという前提があったからであろう。令和3年最高裁判決や原審がいうように、管理するためには情報伝達が必要である。情報伝達の方法が無かったのであれば、製造・販売禁止についても改めて検討する余地が出てくるかもしれない⁷⁾。

四 おわりに

アスベストは長期の潜伏期間後に健康被害を及ぼすことから、今後解体工の健康被害はより深刻化するおそれがある。本判決の射程や妥当性はなお検討の余地があるかもしれないが、ともあれ最高裁として一つの判断をした形となり、今後の訴訟にも影響する可能性がある。

もともと建設アスベスト訴訟は、個々の被害者との関係で国や建材メーカーらの法的責任を問うことは勿論だが、それに加えて、国や建材メーカーによる補償基金制度創設を目的とした「政策形成訴訟」であると説明されてきた⁸⁾。政策論においては、必ずしも不法行為責任のみではなく、企業

の社会的責任等も踏まえた制度設計がなされる⁹⁾。今後は、具体的な被害者救済制度設計についても並行して議論が深められていくと思われる。

●—注

- 1) このような判断方法については様々な論考があるが、さしあたり、大塚直「判批」環境法研究14号(2022年)129頁以下、石橋秀起「建設アスベスト訴訟における建材メーカーの集団的寄与度に応じた連帯責任」立命399=400号(2021年)1頁以下、宮崎朋紀「建設アスベスト訴訟における石綿含有建材の建設現場への到達に関する最高裁の判断」ひろば72巻12号(2019年)51頁以下参照。
- 2) ここまでの経緯について、渡邊知行「建設アスベスト訴訟における建材メーカーの責任」環境と公害51巻3号(2022年)23~24頁参照。
- 3) 本判決を素直に読めば、結果回避可能性を問題としているように見えるが、因果関係の問題として捉えることも可能かもしれない。もっとも、本件を「警告表示を行わなかった不作為の不法行為」と捉えれば、そのような不作為不法行為については過失の判断と因果関係は接近する。この点について、吉村良一『不法行為法[第5版]』(有斐閣、2017年)112頁参照。
- 4) 建設アスベスト訴訟全国連絡会ほか「建設アスベスト神奈川第2陣訴訟・最高裁判決を受けた声明」建設アスベスト訴訟全国弁護団HP (<https://kenasu.jp/news/20220604-834/>) (2022年8月10日閲覧)は、本判決は原審が認定した事実関係を前提としており、建材メーカーの警告義務を認める余地がないことまでは示していないとして、実効性のある警告表示の方法等を多角的に検討することで違った結論になり得るとしている。
- 5) 建材メーカーが情報を記録・保存・伝達する義務について、渡邊知行「建設アスベスト訴訟における建材メーカーの警告表示義務」和田真一ほか『現代市民社会における法の役割』(日本評論社、2020年)289~291頁参照。
- 6) 渡邊・前掲注2)24頁は、同判決を「解体工事を行う事業主に対しても、……メーカーが警告表示義務を負うと解して、被害者を広く救済する方向を示した」と評していた。
- 7) 渡邊・前掲注5)292頁は、「解体作業を行う事業者に対する警告表示が困難であるという問題を解消するためにも、メーカーの使用停止・中止義務を認めるべきか、検討する必要がある」とする。
- 8) 水口洋介「政策形成訴訟としての建設アスベスト訴訟の到達点と課題」環境と公害51巻3号(2022年)8頁、12頁参照。
- 9) 吉村良一「アスベスト被害救済のあり方——新しい救済制度に向けて」環境と公害51巻3号(2022年)3頁参照。